

令和7年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和7年12月8日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について
第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第61号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の一部改正について
第63号議案 幸田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第64号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
第66号議案 幸田町火入れに関する条例の一部改正について
第67号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第68号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）
第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第70号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター）
第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第72号議案 令和7年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君 企画部長 内田守君

総務部長	菅沼秀浩君	参事(税務担当)	稲熊公孝君
危機管理監	長谷優一郎君	住民こども部長	三浦正義君
健康福祉部長	谷川啓君	参事(健康保健担当)	相川美代子君
環境経済部長	大熊隆之君	建設部長	鳥居靖久君
上下水道部長	齋藤啓一君	消防長	山本秀幸君
教育部長	山本晴彦君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで御報告します。9番、鈴木久夫議員は疾病のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 稲吉照夫議員及び13番 笹野康男議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第58号議案から第72号議案までの15件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は議案番号順に行い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第58号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の特殊勤務手当の改正につきましては、能登半島地震をきっかけにして今回改正をされたということで、今まで消防職員が支給対象であったものが全職員を対象とするということで、特殊勤務手当が拡大をされたわけであります。

そこで、この特殊勤務手当の一つの中に遭難救助というものがございます。これが危険が伴わないかどうかなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 遭難救助につきましては、消防職員が行う業務としまして改正前の災害応急作業手当から引き続き支給の対象としておるものでございます。

今回、一般の職員の業務につきましては、避難所の開設及び運営、また町内の巡回監視等を想定しておりますので、一般職員については遭難救助といったものは今のところ想定はしてないというものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この改正の内容につきましては、支給対象の消防職員を含む全ての職員ということで、この巡回監視、応急作業等、それから派遣されて行う災害応急対策の作業、遭難救助とこの種類があるわけですが、これが明確に区分けをされているわけではないわけでありまして、災害が起こったときには、とっさの判断で救助に向

かうということだってあり得るわけでございますので、そうした点で先ほどの説明にありました、対象としていないということは当てはまらないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺は区分けをするならきちんと明確にその辺をやるべきだと思うんですけども、どうなってるんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 区分けにつきましては、消防職員ということでありますと常の訓練、また装備等をしっかりした上で出向くということであります。

また、一般の職員については、常の災害の対応ということでありましたら、特に台風、また地震ということでマニュアル等も分かれておりますけれども、実際には一般職員についてはやっぱり避難所、また土木、また水道等につきましては巡回、また、そのためのいろいろな被害状況の調査、また作業ということで大方マニュアルで分かれておりますので、そういったものを想定しながら実行していこうというものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、指揮系統におきまして、その辺のところがきちんと区分けをされながら命令が下されるというようなことになっているのかどうか伺いたいと思います。

それから次に、夜間という時間帯が定められているわけですが、これが日没から日の出までということであるわけですが、時間帯が示されていないと、これは日没から日の出、季節によっては様々あるわけございまして、その辺が、例えば一般的に言いますと、夏時間、冬時間ということで就業に当たって定められているわけですが、この場合は時間帯の定めというのはないのかということでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 先ほどの指揮系統でございますけれども、大きな災害の場合、風水害、地震につきましては必ず災害対策本部というものができますので、その指揮系統によって命令して、職員が動くということになっております。

夜間、こちらは特に日没から日出ということの時間帯でありますけれども、季節によって日の入り、また日の出の時間というのは異なりますので、日没から日出というこういった表現をされておるんですけれども、こちらは国のほうの規定に基づいて示されておるわけなんですけれども、国の見解としましては、日没から日の出までの規定というのは暗い時間帯での作業の危険性、こちらを考慮して災害応急作業等の手当を金額を加算するという意味でございますので、特に時間帯という、暗いという意味、これの危険性というものを考慮したもので、特に実際の夏、冬の時間帯の特に時間というものをはっきりするというものではないということでありまして。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 暗い時間と言いますと、えらく曖昧になりまして、人それぞれです、暗さというのは感じ方も違うわけでありまして、その辺が曖昧にされますと、この手当のほうにも関係性があるわけじゃないかと思うんですけども、これはどこを根拠に夜間の時間とするのか、この辺はやっぱり明確にすべきではなからうかと思うんで

すが、これはやっぱり国に準じてということで、時間帯は主に申請者の捉え方によってその時間帯になるのか、この辺はいかがなんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） こちらの手当も実際に作業された後に紙面で出される、もしくは今後データで出されると思いますけれども、その中で判断で起案をされるときに、災害対策本部ないし人事のほうから、この時間帯であれば夜暗い時間にやられたということで、本人のみならず上司、また人事、災害の対策本部のほうでしっかり決めて、こちらのほうは支給されるものというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。この辺のところはやはり明確にすべきだというふうに思います。

それから、この特殊勤務手当につきましては、全て国に準じた取扱いにするということでもありますけれども、やはり地域によってはこの作業内容等も違いますし、また災害によっては違うわけであります。

そうした意味におきまして、例えばこの中に明記されております、その他町長が認める作業、1,080円を超えない範囲内で町長が定める額というふうに定めておられるわけでもありますけれども、この国に準用するということではありますが、しかしながらこうしたことがですね、ストレス等や体制によっても変わってくるかというふうに思います。そうした意味におきまして、やはりこれは加算というものも必要ではなかろうかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 加算の点では国に準じてということで、大きなもので3点、日没から日出までに行う作業、また深夜に行う作業、先ほど丸山議員言われましたように町長の判断でということもあります。この町長の判断ということは、特にどういった、特に大きな災害になった場合に危険を伴うという場合で、今は抽象的な言葉になっておりまして、実際に起きてみないと分からない部分もございますので、現在のところは明確にはなっておりませんが、この二つ、さっき言いました暗い、また深夜に伴う、それ以外に実際に行う危険な作業ができてきた場合に町長判断でというものでありますので、これについてはこれから発して、実際に災害があった場合に判断をしていくという材料なものになるかと思えます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 国は一律にこう決めるわけでもありますけれども、やはりこれはその作業する職員等によっても違うわけですので、そうした意味におきまして、やはりこれは国に準じた取扱いということではなくて、やはり加算も考えていくべきではなかろうかというふうに思いますので、その辺のところも重々、十分これから考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 議員言われましたとおり、特に大きな災害が起きた場合につき

ましては、こちら、また加算の部分具体的に考えて支給していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 今回の手当は、支給対象を消防職員のみから全職員に広げるということですが、能登半島地震の発災のとき内灘町に派遣された職員が、今回の改正でどの作業、どの手当の対象になるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 内灘町への派遣の該当ということでありますけれども、平成6年の能登半島地震の直後に実施しました短期間の職員派遣ということでありますが、このときには家屋調査等の業務をやっておりました。こちらについては災害の応急対応手当の対象になるということであります。作業自体は、派遣をされて向こうの町でどういった作業されるかということでありますけれども、そちらの指示でということでありますので、今回については家屋調査等の対象になったということであります。

また一方で、年間を通して1年間作業をしに行っている職員もございます。こちらにつきましては現在のところ役場の庁舎内で事務作業をしておられますので、こちらについては対象にならなかったという、現在のところはこういったものの手当の対象となっております。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 先ほど日没から日の出までについて質疑ありましたが、この改正の内容の中で日の出から日没までという言葉と深夜という二つの言葉が出てくるのですが、この違い、このように区別している理由について伺います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 先ほどの日没から日出までというのは、先ほど申し上げましたように暗い時間帯というのが特に危険ということで、実際にそういったものを加味したものであります。深夜につきましては、これは対象になっておるのが幸田町以外の地方公共団体の区域に派遣されたという災害のものでございますけれども、こちらは深夜ということ深夜労働の特に負担を強いられておるという、深夜についての負担分ということで、先ほどの暗い時間帯の危険性と深夜に労働するというこういった対価、この差だということで、これも国、財務省のほうから例文が示されておりましたので、こういった内容でございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回の旅費の支給条例の改正につきましては、今までの宿泊先は一律、定額ですね、地域を問わず出していたものですね、これが都道府県別にそれぞれ

れ今度は金額、上限額が定められるというものであります。それに伴って宿泊手当も出すというこういう内容になっているわけですが、この宿泊先によっては上限額がとても差があり過ぎてですね、今、本当にコロナ禍以後、インバウンドや、あるいは宿泊に関わっては物価高騰の中で大変厳しい状況が続いているわけでありまして。

そうした意味におきまして、この宿泊に伴っては減額にならないかということでありましてけれども、この日当の見直しということもですね、これからこれが廃止をされることによって減額に、今まで出していた分よりも減額にならないかというふうに思うわけでありましてけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 宿泊先の上限の差というのは、確かに表を見てのとおりでございますが非常に差がございます。こちらで国の考え方を反映してということでありましてけれども、国の上限の決め方というのが、都道府県ごとにビジネス目的で利用された宿泊先の実勢価格のデータを詳細に調査をして、その結果、経済社会情勢を踏まえての設定ということで掲げておりますが、地域ごとの物価や宿泊需要の実態、こちらを反映させているという内容でございますので、地域によっては非常に上下の差があるというものであります。

それとまた、日当の廃止でございますけれども、日当の廃止ということ自体でもう既に減額かなというふうには思っております。しかし、こちらの日当の見直しということではあります、国において本来、公費で負担すべき費用は何かという点について精査をされた結果でございます。

実際にはその旅費の在り方ですが、実費徴収といったですね、実費の精査をしておるということで、公費の使途に対する透明性をさらに高くしていくというこういった目的で、今まで定額制であった日当というものが実際に使われた金額に近くなってくるというものでございます。

授○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この定額の1万2,000円プラスですね、県内、県外によって日当が出されているという状況の中で、例えば宿泊を伴う出張の場合ですと急な場合がございます。そうすると、なかなか宿泊先が取れないということもあり得るわけで、なおかつですね、これが間際になってしまうと、これは長期で予約をする場合と、それから間際に予約をする場合は金額が変わってくるわけですね。

そうすると、これが今回決められたこの内容でやられると、本当に実費徴収になるのかということを考えると私はですね、この幾ら透明性だと言ってもこれは差が出てしまうと、例えば職員が派遣された場合は自腹を切らなければならない、ということになり得るということも考えられるわけでございます。そうしたことが実際起こらないのかということではあります、いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 実際には金額的には上限を設けられたものの、今まで日当で調整していた部分というのは確かにあるかと思います。ぎりぎりになってということではあります、今のところ、過去には旅行会社に頼んでお願いをしてるという部分でありま

したけれども、今は割とスマホですっと旅行会社に通じて、ホテルに直接ということで便利にもなってきましたし、実際の数字も分かるようになってきました。

今後、もしかするとその上限を超える部分について必要なことになってくるかもしれないですけれども、それにつきましては、これも明確な数字を公費として使うという部分で事前にやっていく、それ以内で考えるという方針の下にやっていきたいというふうに思っています。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） それならば、本来実費徴収というならば、実費に基づいて手当を支給するということがより透明性に近いじゃないかというふうに思います。

また、この出張に伴う職員の緊張感やストレス、こういうものあるわけでございます。そうしたときに、やはりこれは手当として、日常の業務とは違うわけでございますので手当として支給をすると、それは理にかなってるというふうに思うわけであります。

ですので、これが全体的に見ますと、今回の旅費の支給に当たっての改正、現行より不利にならないかというふうに思うわけでありますけれども、この辺のところを明確にしていきたいと思います。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 今回の条例改正につきましては、職員等の旅費の支給について費用弁償としての性質をより高めるということでありました。旅費の在り方をより明確にして、公費の使途に対する透明性を高めるための見直しということでありますので、これに基づいてしっかり精査をしていきたいというふうに思います。

先ほど言われましたように、やはり金額的にはオーバーしてしまうという危惧もございますけれども、何とかこれを、さらに多く手当を支給するという目的で、増額するという目的でこの条例を改正をしたものではございませんので、これに近づけるようしっかり、町民にもこういった公費の使い方を、精査をちゃんとして理解していただけるようにということでやったものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今まで定額の1万2,000円ということで宿泊料については定めがございました。また同時に、日当も県内、あるいは県外に当たっての金額が定められていた中で、それでも足りなかったということで国において改正をするということになったかというふうに思うわけであります。

幸田町においても、やはり今までのこの旅費の支給条例の中では減額になってしまうという、要するに自腹を切らなければならなかったと、こういう事例が続出をしたわけでありまして。その見直しだったわけでありまして、実際この改正がされた内容を見ますと、逆に不利になる、こういうことにも考えられるわけでございますので、よりですね、この辺のところをこれから明確にしながらですね、きちんと手当をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 実際に不利になっていないかという部分でございますけれども、今、今回、日当が廃止になったということはどういうことかということで、実際国のほ

うから示されております。日当というのは、かつて昼御飯、また家でいたときには必要のなかった夕食、また朝食、こういったものの追加分の日当でありました。しかしながら、こういった食事の面というのは実際に家にいても食べるわけです。こういったものが今の御時世に合うかどうかということで、国がちゃんと明確に宿泊とそれに伴う雑費ということで一律決めてきたものでございますので、これに倣って不利にならないというか、1万9,000円プラス宿泊費ということで、例えば一番高い東京とかで行った場合につきましても、事前にそれ以内に収まるようにということで精査をしまいいたいというふうに思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 今までも住民から外で火を見たときに通報を受けることはあったかと思うんですが、それで対応されていたときと、今回のこの林野火災の注意報と警報については、林野とありますがどの区域で、対応が今までと異なる点があるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 今回、林野火災ということで、今までは火災警報のみであったところに林野火災注意報と警報を追加させていただきます。

既存の条例と今回新たに追加した内容、違いについて、まず発令指標というものが異なります。この発令指標については規則で今後規定していきますが、まず林野火災注意報は2通りありまして、前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合、もう一つ、前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ気象庁からの乾燥注意報が出た場合、これについてこの林野火災注意報については2通りあります。

もう一点、林野火災警報につきましては、林野火災注意報が発令される指標に加え、強風注意報が発令される場合は林野火災警報を発令することとなります。

異なる点、異なる発令指標とはまた違いまして共通する部分もあります。これにつきましては、林野火災注意報・警報の発生が多い1月から5月を発令対象期間とすること、そして町内の森林等その周囲1キロメートルを囲いますと、町面積のほとんどがこの林野ということで定義されますので、町内全域を発令対象区域とすること、もう一点は注意報、警報の周知方法は共に、防災無線を軸にタウンメールなどで周知してまいります。

以上です。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 通報があった場合、住民に対してどのような対応されるのか伺います。

○議長（廣野房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 林野火災注意報と警報が発令されておるかいないかにかかわらず、基本的には住民からの火災通報に対して、全ての事案に対して消防隊が火災警戒出動し、

現場の状況に応じて消火活動を行います。

この林野火災注意報の発令下では、林野火災予防の観点から火の使用制限、これについて理解と協力をいただくための防火指導を現場で行います。

林野火災警報の発令下では、火元者は火の使用制限を守らなければなりません。従わない場合の罰則を含めた厳しい防火指導を行います。

消防本部といたしましては、屋外で火を取り扱う場合には、基本的に消防署へ火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書、これを事前に提出していただく必要があることから、今後も住民周知を継続してまいります。

また、大きな災害になりかねない林野火災に対して即時収束を図るため、消防職員の知識と技術の向上を目指してまいります。

以上です。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第 6 0 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 6 1 号議案及び第 6 2 号議案の質疑を行います。

以上 2 件は、通告なしであります。

以上で、第 6 1 号議案及び第 6 2 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 6 3 号議案の質疑を行います。

1 4 番、丸山千代子議員の質疑を許します。

1 4 番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、こども誰でも通園制度の実施に伴い条例を制定されるわけでございますけれども、この条例制定に当たって私、一般質問してまいりました。

職員の配置体制につきましては、あと 2 人保育士が足りないということで、保育士を 2 人追加するよということであったわけですがけれども、今回、4 月実施に当たって職員の配置体制はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度、こちら御周知のとおり来年 4 月 1 日から菱池子育て支援センターで開始する予定でございます。対象は保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満で、1 回の受入れ定員を 0 歳児が 3 人、1・2 歳児を 6 人としております。

この定員に対しまして職員の受入れ体制でございます。正規保育士を 1 人、フルタイム会計年度任用の保育士を 1 人、パートタイム会計年度任用の保育士または看護師を 2 人の 4 人体制といたしますけれども、常時は 3 人を配置いたしまして受け入れていく予定でございます。

○議長（廣野房男君） 1 4 番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 職員体制は 4 人ということで、常時は 3 人ということでありますけれども、通常ですね、受入れ体制、これはこの職員体制の 3 人に当たって受入れは何人可能なのかということではありますが、その辺のところは予約制でありますので、これは週 2 日ですね、週 2 日を受入れ体制とするわけでありますので、配置体制については万全に整えられるというふうに思うわけではありますが、これが子育て支援センターの業

務もあるわけであります。そうしたときに、この職員体制については交代とかそういうことがあるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） この職員体制ですけれども、基本的に子育て支援センターに配属されている職員の中から常時3人を配置する予定でございますが、場合によっては隣接する菱池保育園からもサポート体制ができるような体制を構築してまいりたいと思っております。

通園制度を実施するのが火曜日と木曜日でございます。残りの月水金につきましては通常の子育て支援センター業務となります。この辺の交代につきましては、通園制度につきましてはもう3人あらかじめ決めさせていただきますので、支援センター業務につきましてはこれまでどおり子育て支援センターから、通常、今もですけれども通常、保育士と助産師で2人おりますが通常の子育て支援センター業務やっておりますので、その体制で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この利用につきましては月10時間というように限度が決められているわけですが、1日の利用時間についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 国の実施要項で利用可能時間を子ども1人当たり月10時間を上限とするというふうに定められております。

先ほど申し上げましたこども誰でも通園制度、本町では火曜日と木曜日の週2回実施する予定でございます。これそれぞれを午前と午後に区切りまして2.5時間の利用時間の枠を設けております。午前9時から11時30分までの2時間30分を1・2歳児、午後1時30分から午後4時までの2時間半を0歳児としております。

そうしますと、1回の利用を最大の2.5時間を上限といたしますので、そうした場合に月4回利用できるという計算になります。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この利用時間につきましては2.5時間ということであるわけですが、このこども誰でも通園制度は保育園に通っていない3歳未満児の子どもたちをですね、保育に慣れさせると言ったらおかしいんですけれども、そうしたことを目的につくられた制度であります。これが一般的な保育園を利用する子どもたちについては給食があるということから考えると、月2.5時間ということであれば給食も食べられないということからすればですね、この辺のところをやはり食事も利用できるような体制づくりというのにも必要ではないかというふうに思うわけであります。

小さい子につきましては、やっぱりほかの大人にも慣れないというか、人見知りをするというか、そういうこともあるわけでございますので、そういった意味におきましてこうした集団生活に慣れるという目的からしてもですね、この給食の時間というのにも必要じゃないかというふうに思うんですけれども、その辺は考えられなかったのか。例えば2.5時間が月4回利用できるならば、午前、午後、給食を挟んで利用できる体制といえますか、そうしたことは考えられなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） おっしゃるとおり今回の誰でも通園制度、目的はふだん保育園に通っていない子どもたちに集団生活というのを感じていただくというところにございます。そのような中で給食、給食についてはやはり保育園の中で、非常に子どもたちにとって重要な時間であるというのは私どもも認識しておるところにございます。

まず今回、午前と午後に区切らせていただいたのは、どうしても0歳児と1・2歳児をまずちょっと分けてみたいというところにございます。そのような中で午前と午後に分けることによって、それぞれの1・2歳児、0歳児を2.5時間ずつ対応させていただいて、月のうち4回通園できるような形、数ですね、数的に4回ほど通園できるような形にしたいということでこうさせていただきました。

ただ、議員のおっしゃいますように、給食の大切さというのもこれ分かっておるところにございますので、今後、この2.5時間という枠を変えられるのか、また給食を出すにしてもその出し方というのも問題になってまいりますので、その辺も今度課題となってきますが、その辺をまた今後検討していく必要がありますので、まずは2.5時間という形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 子育て中の若いお母さんたちにとって言えばですね、やはりこうした産後うつとも言いますけれども、いろんな意味でストレスからも解消されると、こうした一つの手助けにもなるかというふうに思いますので、やはり月10時間の枠内ではありますけれども、1日子どもたちを預けて、お母さんたちがリフレッシュする、そういう時間帯ということもニーズとして捉えていただきながら、これからの体制づくりを考えていただきたいというふうに思います。

それから次に、利用料についてでありますけれども、利用料についてはどのように設定をされましたか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 時間ですね、1日やるかどうかという時間につきましては、また今後、利用される保護者の方のニーズを捉えながら考えてまいりたいと思います。

続いて、利用料にございます。利用者負担額につきましては、子ども1人1時間当たり300円とする予定でございます。この金額の設定につきましては、これも国が定めました実施要項におきまして保護者負担の標準額、こちらを子ども1人1時間当たり300円程度とするとされたことによるものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、こども誰でも通園制度の実施に伴って、この子育て支援センターの業務を見直しをするということで加えられることになりました。その中で今ま

でファミリー・サポート・センター、このことを規定するものが子育て援助活動支援事業に変更するというふうになっているわけでございます。この辺が説明の中では、これはファミリー・サポート・センターのことだよという説明があったわけでありますので、この辺をきちんとファミリー・サポート・センターということで、誰でも分かりやすい事業内容に明記すべきではないかというふうに思うわけでありますけれども、その明文化することについて伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 議員のおっしゃいますように子育て援助活動支援事業とファミリー・サポート・センター事業、こちら名称が違うだけで同一事業でございます。

こちらにつきましては、まず条例の第5条を改正する目的につきましては、こちらも先ほど議員からおっしゃられましたように、今回、新規事業であります乳児等通園支援事業、こちらの追加に合わせまして、子育て支援センターが児童福祉法第6条の3に規定されました事業を実施していることを明確にするためのものでございます。

子育て援助活動支援事業よりもファミリー・サポート・センター事業のほうが分かりやすい、こちらにつきましては私どもも認識しておるところでございます。実際私ども、今回、制度を改正をするに当たりまして通称名でありますこのファミリー・サポート・センター事業、こちらの名称を括弧書きで条文に併記することも検討はいたしました、法制執務上、表記を変えないことが標準的であるという見解から、児童福祉法第6条の3に合わせた表記に合わせたものでございます。

実際条例上につきましては、法令上に定めるこの子育て援助活動支援事業という事業名とさせていただきますけれども、住民への周知におきましては、これまでどおり分かりやすい通称名称であるファミリー・サポート・センター事業を使用してまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 言われることはもっともでありますけれども、一般的にファミリー・サポート・センターというものが広く周知をされている内容であります。このように法に書かれているということであるならばですね、私は括弧書きでもいいものですから、その辺のところをきちんと私は明記すべきではないかなというふうに思います。これは主張でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） そうですね。おっしゃるとおりファミリー・サポート・センター事業と載せたいなというところもございました。あわせて、こども誰でも通園制度も括弧書きで載せればいいなというのも私どもも思ったところでございますけれども、大変申し訳ありませんが今回は表記上変えないということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますが10分間休憩とします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時54分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第66号議案の質疑を行います。

6番、岩本知帆議員の質疑を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 火入れ行為についてお聞きいたします。

火入れ行為につきましては、適切な管理や許可申請が行われていない場合、火災発生や煙の苦情などにつながり、町民生活の安全に影響を及ぼすことが懸念されます。改正の趣旨については十分理解しておるんですけども、実際に許可が必要であることを十分に認識していない住民の方もおられ、無許可で火入れを行ってしまうケースもあると伺っております。

そこで、今回の条例改正に伴い、町は今後どのように周知を行い、町民の認識向上を図るのか、具体的な対策等について教えてください。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず現在までの周知状況であります。令和7年の11月14日に開催しました定例区長会におきまして、この火入れに関する件は非常に重要な事項と考えておりますので、私自身が出向きまして周知・説明をさせていただいております。そして、その際に全区長様に御理解をいただいたところであります。

また、現在では本町のホームページにおきましても情報を掲載し、周知を図っているところであります。

次に、今後の具体的な対策についてということですが、町民への認知向上を図るために、本町の公式LINEにおきまして複数回にわたり情報発信を行い、周知を強化していく予定で考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本知帆議員の質疑は終わりました。

次に、7番、田境毅議員の質疑を許します。

7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 今、岩本議員からもお話があったところと大分かぶりますので、私からは1点だけ確認をさせていただきます。条例の件としましては、火災リスクを減らすということですのでそのように進めたいと思いますし、今回、その件からいきますと、改正後ですね、正しい方法でしっかり処理をしていただく、こういったことを徹底する必要があるのではないかと考えております。

特に声が多い農地で発生する剪定枝などの廃棄物の焼却が必要なとき、どのような手順で申請をし、許可を得るのか、こちらを改めて申請の流れを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 火入れの許可申請手続きにつきましては、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において火入れを行おうとする場合は、森林法及び幸田町火入れに関する条例に基づきまして、火入れ許可申請書を本町の産業振興課へ提出していただく必要があります。

ただし、火入れが認められる目的としましては五つほどございまして、まず一つ目が地ごしらえ、二つ目が開墾準備、三つ目が害虫駆除、それから四つ目、焼畑、それから最後、五つ目が採草地改良となっております。

したがいまして、農地で発生する剪定枝は、これ火入れが認められる目的に該当しておりませんので、森林法及び今回の火入れに関する条例においては許可を得ることはできないわけであります。

では、議員お尋ねの剪定枝などをどのように処理すべきかという点であります、こちらは本町の環境課の所管となりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で例外的に認められる行為として野外焼却というのがあります。こちらは農業・林業を営むためにやむを得ないもので、軽微なたき火や落ち葉たきなどが規定されております。この剪定枝は例外規定に該当する可能性があるかと思っております。

ただし、火入れの場所や燃やすもの、また周囲の状況などにおいて判断が変わりますので、ケース・バイ・ケースの対応が必要となるかと思います。

したがいまして、安易に自己判断をせずに、火入れに関する相談はまず産業振興課へお願いしたいと思います。内容に応じまして、適切な担当課を御案内させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 7番、田境議員。

○7番（田境 毅君） 細かくありがとうございます。以上のことからですね、先ほど情報の伝達、周知の件がありましたが、こちらも重ねてですが、ぜひしっかりと届くようをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（廣野房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） ありがとうございます。

先ほどの岩本議員の答弁と重複する部分もありますが、町民の皆様に理解していただけるよう本町ホームページや先ほど申しました公式LINEなどを通じまして、今後も情報共有と周知に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 7番、田境毅議員の質疑は終わりました。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案及び第68号議案の質疑を行います。

以上2件は、通告なしであります。

以上で、第67号議案及び第68号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第69号議案の質疑を行います。

1番、藤本和美議員の質疑を許します。

1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 指定管理者の選定理由の中で、質の高いサービスや施設管理運営が

期待できるとありますが、町民会館の施設を借りる利用者からは、町が直接管理している施設に比べると不便や不満の声を聞きます。町民会館だけデジタル化含め、時代に残されているように感じますが、施設利用者の声をどのように把握され、反映しているのか伺います。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 利用者の声につきましては、各種ホールのイベント時にアンケート調査を、各種会議利用者には施設利用の御案内の中で、会議室利用者の人数とお気づきの点がありましたら御記入くださいという形のアンケートが行われており、また各施設には御意見等を聞くボックスが設置されており、利用者の声を聞く機会は設けております。

ただし、指定管理者への聞き取りの中では、施設の利用者からの苦情等は一定程度あり、それらの多くは窓口等で直接言われているため、アンケート等の記録にはなっておらず、随時それらへの対応が行われており、大きな事故や事件以外は町への報告の中には入っていないとのことです。

なお、議員お尋ねの選定理由の質の高いサービスや施設管理運営が期待できると評価しているのは、各施設の町民利用者の代表委員を含めた諮問機関である幸田町指定管理者選定委員会におきまして、幸田町文化振興財団が提出する事業計画、運営方針、法人の取組、収支予算等の書類による説明と質疑応答の上、それプラス町職員が実施したヒアリングによる評価シートから審査されたものでございます。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本議員。

○1 番（藤本和美君） 指定管理者が管理されてるとはいえ、やはり町民会館ですとか、やっぱり町の顔になる施設だと思います。こういったところを借りるときに毎回不便を感じる方がいらっしゃるというのは、とても町にとっても不名誉なことだと思うんですが、こういったことに関して、町の管理する施設と同ランクとまではいかないかもしれないんですけども、職員不足から来るかもしれませんが窓口対応などもたまに言われます。職員の研修一つとっても、デジタル化一つとっても、そういったことを改善していくという考えはありますでしょうか。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 今回の指定管理者の指定につきましては、財団法人の取組の中に利用者の視点を重視し、サービス業としての自覚を持った対応ができるよう、接客マナー研修等を実施するとありますので、職員教育の実践と、その実施状況を定期的に報告する中で確認することを伝えるとともに、報告する項目に利用者からの主な苦情や件数等をできないかという御相談と、期待できる団体として評価できる結果を求めてまいりたいと思います。

なお、システムの部分につきましては、所管する文化スポーツ課の町民利用の利用システムについても今改善を考えているところでございますので、町民会館につきましても貸し会議室等の利用の仕組みにつきましては、それ以降、相談をして協議してまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

以上で、第 69 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 70 号議案の質疑を行います。

14 番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14 番、丸山議員。

○14 番（丸山千代子君） 指定管理者の指定につきましてお聞きしたいと思います。

高齢者生きがいセンターの指定管理についてでありますけれども、今回、5 年間ということで、総額 4,250 万円ということで限度額が定められるわけでありましてけれども、これを債務負担行為での総額となっております。

そこでお聞きするわけでありまして、今回、指定に当たって、この物価高騰の中でこの業務が十分ですね、不足なく行われる内容になっているのか、その点についてのこの限度額の見積りについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 今回の指定管理料の限度額につきましては、現在の令和 3 年度から令和 7 年度までの指定管理期間における実績を基に、令和 8 年度からの運営に必要な経費を積算したものでございます。前指定管理期間と比較し、34 万 4,000 円減少していますが、こちらにつきましては旧高齢者ふれあいプラザ廃止分が含まれているためでございます。前回の高齢者生きがいセンター単体のみですと年間 530 万 2,000 円となります。

今回、新たな指定管理料の年間限度額は 850 万円を計上となり、増額の主な要因としましては、もちろん議員おっしゃるとおり物価高騰、人件費等を加味した上で、移転に伴い管理する棟がこれまでの 1 棟から配置的には 3 棟になったことに伴い、高齢者が趣味や地域活動を行う交流館に管理人を配置することに伴う人件費の増が主な増額の要因となっております。

○議長（廣野房男君） 14 番、丸山議員。

○14 番（丸山千代子君） 今回、増額となった要因をお答えいただきました。それで、やはりこれから高齢者も増えてくる中で、ますますこの高齢者のニーズを把握をしながら、そして事業を取り組んでいく。このことから申しましても今回の見積額が十分だったのかどうなのかですね、増額をされた要因を伺ったわけでありましてけれども、この額が十分なのかどうなのか改めてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 今回の増額につきましては、もちろん将来的な人件費ですとか電気料等の物価高騰を見込んだ積算でございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、今回の債務負担行為というものの自体が限度額でございますので、毎年毎年精査し、右から左へ 850 万円定額で行うのではなく、毎年精査した上で予算計上してまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 14 番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

以上で、第 70 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 71 号議案の質疑を許します。

3 番、野坂純子議員の質疑を許します。

3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 補正予算の地域公共交通会議負担金に要する経費についてですが、議案説明会資料の 9 ページにもありますが、一般質問の中でも若干挙がっていましたが、確認も込めてチョイソコこうたについてお伺いしたいのですが、えこたんバスを再編し、補完するためにチョイソコこうたの台数を 2 台増加する予定について、現在 1 台運行しておりますが、経費は 1 年間どのくらいかかっているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在 1 台運行しておりますけれども、維持費は 1 年間で 1, 485 万円、車両リースが 92 万 4, 000 円で、計 1, 577 万 4, 000 円でございます。

運行につきましては、株式会社アイシンに委託をしております。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） そうすると、3 台になると合計 4, 500 万円以上になると思うんですが、財源をどのように確保する予定でしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 3 台にした場合の経費につきましては、1 台で運行していたときに比べ、システム利用料やコールセンターの費用は若干安くなりますが、おおむね 3 倍の経費がかかることとなります。

今後、財源を確保していくために、利用者に負担いただく有償化、企業との連携によるスポンサー収入、企業版ふるさと納税の活用など多くの方と共に取り組み、地域で支える仕組みを考えてまいりたいと思います。

また、地方創生における交付金や国土交通省の補助金などが活用できるかも調査をしてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 先ほど利用者にも少し御負担していただくというようなことを言われて、やっぱり無料では難しいんじゃないかと思いますが、どのぐらいを、お幾らぐらいを想定しているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 以前から議会、協議会等でも御説明をさせていただいておりますとおり、チョイソコこうたを全町展開した場合には利用者に御負担をいただく有償化を考えておりますけれども、まだこちらにつきましては公共交通会議等で諮りながら、幾らにするかということも考えてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 分かりました。えこたんバスなら、子どもでもけがをした人でも妊婦さんでも誰でも乗れるのですが、現在、チョイソコこうたは 65 歳以上となっておりますが、その利用者の対象についての見直しのお考えを教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 全町にチョイソコこうたを拡大した際には、現在の 65 歳以上または障害者手帳をお持ちの方の制限をなくし、どなたでも会員登録できるように変更

をしていきたいと考えております。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 分かりました。行政が直接運営していくのか、それとも将来は民間委託などを考えているのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） えこたんバスは町による運行で実施しておりますけれども、チョイソコこうたにつきましては現在も委託により運行しており、今後も委託をしていく予定でございます。

○議長（廣野房男君） 3番、野坂純子議員の質疑は終わりました。

次に、10番、黒木一議員の質疑を許します。

10番、黒木議員。

○10番（黒木 一君） 私は同じ補正予算の歳入のところで、ふるさと寄附金についてちょっとお尋ねしたいと思います。今年度のふるさと寄附金の歳入予定が20億、昨年度より10億少なくなってスタートしたと思います。ところが、年度途中で様々な変化や担当者の努力により、かなり持ち直したと聞いております。30億近くになるんじゃないかなという見込みです。

それでは、その例えば担当者が頑張って、それから様々な変化を取り入れてやって30億にしたという中で、主にどういう変化があってそのようになったか教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） まず、前提を整理をさせていただきます。令和7年度当初予算では、ふるさと寄附金を20億円で計上をしております。その理由としては2点ございます。まず、ふるさと寄附金は、令和4年度は約33億円、令和5年度は約30億円、令和6年度は約25億円と減少傾向にございます。そこで、令和7年度につきましては、これまでの減少幅から20億円から22億円程度と見込んでおります。最終的に歳入欠損・欠陥が発生しないよう、確実に見込める数字として20億円を計上いたしました。

それを踏まえ、本題の今回の大幅な増額の背景でございますが、1点目といたしましてはただいま申し上げましたとおり、歳入の欠陥・欠損が発生しないよう確実に見込める数字として当初予算を設定したため、それを上回ったということがございます。2点目といたしましては、確かにここ数年は減少傾向にあるものの目標は減少を食い止め、前年度の25億円を上回ることであり、そのために様々な取組を行ってきた効果が現れてきたためでございます。

9月までの寄附金額は、同じく駆け込み需要があった令和5年度と比較して107.5%と増加しており、単純にそのまま計算をいたしますと今年度の寄附見込額は32.6億円となります。しかし、令和6年度は前年度比82.4%と減少していたことから、それを参考に今年度は30億円と見込んだものでございます。

ただし、その後の10月、11月の寄附金額が想定を大きく下回っていることから、このままでは大きく寄附の入る12月についても大幅に寄附金額が下振れすることも予想され、予断を許さない状況となっております。

以上です。

○議長（廣野房男君） 10番、黒木議員。

○10番（黒木 一君） 現況は理解できました。これから12月は例年、最大に入ってくる月だと思いますので、これからも担当者の方と努力して、もっと伸ばしてほしいなと思います。

続いて、ふるさと納税の持つ意味というのは、幸田町でも大きな意味があると思います。そのために、これからも例年並みの収入を確保していくというのが大きな課題じゃないかなと思っております。使うのは使っているんですけど、もう少し考えて使う、それから基金に積み立てる分をあらかじめ考えておくとか、そういう策を講じてもらうために、今後ですね、30億を常に目標とするのであれば、現在の対策に対して何か打つ手が、大きな手がありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和7年4月にふるさと納税に関する業務につきましてプロポーザルを実施をし、委託事業者の見直しと同時に、委託内容についても大幅に見直しを行っており、その部分が今後行っていく施策となります。

多岐にわたりますが主なものとして4点挙げますと、新たな事業者・返礼品の開発、ポータルサイトにおけるクリエイティブの作成及び改良とSEO対策、広告の検討及び作成、PRイベントの支援や公式SNSの運用・運営となります。

新たな事業者・返礼品の開発では、幸田町に営業拠点を構え、新たな事業者の候補を訪問することに加え、既存の事業者を訪問し、新たな返礼品を作れないか相談したり、既存の返礼品の改良の検討をしたりしております。

現在、エアウィーヴに次ぐ新たな柱としてクリンスイが好調なため、例えばですがクリンスイの浄水ポットと幸田町産米の米をセットにした、おいしい御飯が炊けるセットなども検討してはどうかと考えております。

ポータルサイトにおけるクリエイティブの作成及び改良とSEO対策では、ポータルサイトにおけるクリエイティブ、つまりサイトに掲載されている商品画像ですが、これらの作成や改良、そしてSEO対策、つまり検索結果が上位表示されるような対策を行っております。

具体的にはクリエイティブは、写真の撮影だけでなく、写真撮影の構図や角度にもこだわり、食べ物であれば色味や湯気などを調整し、印象に残るフォントで文字入れするなど加工を行っております。

SEO対策では、サイトによって検索結果で上位となる理由が異なるため、返礼品名称や説明文を変えたり、納期を可能な限り短縮したり、入力事項を全項目埋めるなど何度も試行錯誤を繰り返しております。

広告の検討及び作成では、特にポータルサイト内のディスプレイ広告、つまり目立つところに画像が表示される広告や検索連動広告、つまりは検索した際に上位に表示される広告などを実施しております。

PRイベントの支援や公式SNSの運営では、楽天やふるさとチョイスなどが実施する会員向けのイベントに積極的に出展しており、また公式SNSの運営では、ふるさと納税の公式LINEを開設し、直接町のふるさと納税の情報や町の魅力を発信できる対

象を増やしていきたいと考えております。

これ以外にも施策は多岐にわたり多数ございますが、毎年全国から新たな返礼品が多数登場しており、ヒット返礼品を生み出した自治体に寄附が集まり、それ以外の自治体は減少傾向にあるという厳しい状況でもあるため、さらなる努力を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（廣野房男君） 10番、黒木一議員の質疑は終わりました。

次に、14番、丸山千代子議員の質疑を許します。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 歳入のふるさと寄附金についてお尋ねしたいと思います。

先ほど黒木議員の質問の中の答弁にもありましたように好調ということで、具体的な見込み等も答弁されましたけれども、改めましてですね、このふるさと寄附金、好調の具体的な見込みについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） ふるさと寄附金が好調であるかどうかにつきましては後ほど述べさせていただきますけれども、まずは具体的な見込みについて説明をさせていただきます。

9月までの寄附金額は、同じく駆け込みがあった令和5年度と比較して107.5%と増加をしており、単純にそのまま計算いたしますと今年度の寄附見込額は32.6億円となります。しかし、令和6年度は前年度比82.4%と減少していたことから、それを参考に今年度は30億円と見込んだものであります。

今まで好調であり、これまで毎年減少していたところ増加に転じるのではと見込んでおりましたが、しかしながら、その後の10月、11月の寄附金額が想定を大きく下回っていることから、このままでは大きく寄附の入る12月についても大幅に寄附金額が下振れすることが予想され、予断を許さない状況となっており、好調と表現できるかどうかにつきましては12月の結果にかかっているため、寄附の獲得に向けた取組を行っているところでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 9月までが好調ということで、全体的に32.6億円を見込んだということでありましたけれども、10月、11月が下回ったために30億円にしたよと、いわゆる10億円を計上したよということではありますが、過去におきましても見込み違いで増額したものの減額をしてきたと、こういうことをしてきた経過があるわけです。

そういうことから考えましても、あまりこのふるさと寄附金に頼るような財政運営をしたらいけないんじゃないかなというふうに思うわけであります。その一つがですね、今回、ふるさと寄附金を10億円見込んで、なおかつこの歳入が好調ということで、都市施設整備基金、それからもう一つ、福祉施設整備基金、これに1億5,000万円を積み立てると、こういうこともやられているわけであります。

ですので、このふるさと寄附金のこの10億円の見込み計上が本当に妥当かどうか、この辺をやはり過去の経過から見てもですね、もう少し絞った形の中でやっていくべき

じゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがだったのでしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 過去にも減額があったということで、頼る財政運営どうかということで御意見いただいております。

今回、20億円から30億円に上げたという中でありますけれども、9月まで前回に比べて金額が増えておるということで、10億円上げて30億円とさせていただいております。この時点で12月にもう一つ大きな山が来るものですから、そのときに返礼品が、支払うお金がないと支払いもできなくなってしまうということもございまして、見込みとして10億円分の返礼品のほうの歳出も確保しておきたいということもあります。10億円増やさせていただいたところでございます。

議員言われますとおり、このお金をですね、実際10億円増えたお金をそのまま5億円、半分の5億円でありますけれども、そのお金を事業にそのまま投入してしまいますと、実際に歳入が伴わなかった場合には、財調等で穴埋めをしなければいけないことになってしまいますので、今回につきましては、この5億円上乗せ分については財調と、それから将来的に区画整理であったり道路等を直す部分がありますので、都市施設整備基金に上乗せをさせていただいております。それから、長嶺北部の福祉ゾーン等もございしますので、福祉施設整備基金のほうにも積み上げさせていただいております。

こちらにつきましては最終的な実績に基づいて、この基金に最終的に積み立てるか積み立てないかは判断をさせていただくものでありますので、直接この金額が下振れして穴が空いたときに、財調を使うとかそういうことにはならないように今回考えて、基金のほうに積み上げさせていただいたというものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、財調の取崩しもやめられたわけでありまして。そうした意味におきまして、今回はとにかく目的に応じた基金を積みたいという考え分らないわけでありまして、これは3月補正でも十分間に合うということから考えると、今回のこの財調の取崩しをやめ、なおかつふるさと寄附金を10億円見込むと、こうした運営がどうだったのかと懸念をするものであります。

次に、歳出の20款10項20目について伺いしたいと思います。

老人福祉施設管理運営事業でありますけれども、この大草老人憩の家、トイレの設計であります。これが繰越明許でやられているわけでありまして、これは翌年度までかかって、なおかつ完成のめどということについて伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） こちら、12月補正での積み上げについては、令和6年度のふるさと寄附の金額が下がったことによる、それに対する財調の投入というようなことの反省も込めて、なるべく堅実に財政運営をしていきたいということで、基金のほうに積み上げさせていただく形を取らせていただきましたので、御理解いただければと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 大草老人憩の家の件でございます。

基本設計、実施設計につきましては4か月程度見込んでおります。このタイミングですと、1月中・下旬に本契約した場合、4月までずれ込んでしまうということで繰越明許をお願いしたものでございます。

工期につきましては、おおむね5か月程度を見込んでおります。工事の完了時期につきましては地元区の行事、例えば8月の盆踊りですとか3月の初集会、そちらのときにトイレが使用できるように地元区と協議の上、決定していきたいと思いますが、先ほどの企画部長の答弁ありますように基金が積んでいるもの、予算全体を見ながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この大草老人憩の家のトイレの設計ですね、これが4か月見込むということで、4月までにずれ込むよということだったわけですが、なぜ早く発注できなかったんですかね。これは令和6年度に本来なら大草老人憩の家のトイレ、やる計画だったわけですがけれども、これが財政が厳しいということで令和7年度に先延べされたわけですね。それがこのような繰越明許でやらなければならない事態となったのはなぜなのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 福祉課が所管します老人憩の家につきましては、おおむね10棟ぐらいあります。その中で今現在進めているのにつきましては施設の長寿命化、今年度であります高力区、防水工事ですとか補正で外壁お願いしたものでございます。高力については、雨漏りですとかそういった緊急性がありましたので施工させていただきました。

その次に、同じく雨漏り関係でございます。新田老人憩の家、そちらについても雨漏りがありまして、今、実施設計を行っている状態でございます。

それに加えて大草老人憩の家につきましては、雨漏りとか長寿命化に対する視点でいいますと、雨漏りはなかった、老朽はあるものの雨漏りはなかったということで優先順位をつけさせていただいて高力、新田、大草ということで、大草も本来なら順番では令和8年度当初予算でもいいのかなという感覚はありましたけれども、そういった地元区のほうに後ろに延ばしたという御迷惑かけた関係ありましたので、今回の補正で対応させていただいて、最速でできる繰越明許を併せて行うものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この設計の発注が遅れた理由というのが分かりましたけれども、しかしながら今回このようなですね、確かにいろんな事情というのはあるかもしれませんが、もともと本来は設計というのは早めをお願いをすれば、繰越明許しなくともできてきたわけですよ。それができなかった理由というのは、ただ単に新田や高力の雨漏りが原因だったのかと。これはやはりですね、確かに優先順位をつけるのは分かるわけですが、しかしながら準備をする期間というのはあるわけですから、その辺のところですね、十分このようなことのないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、債務負担行為の補正で地域公共交通会議負担金、これに対する経費について伺

いたいと思います。

今回、先ほども野坂議員から質問もあったわけでありますけれども、チョイソコこうた、これを令和8年の10月以降、全町開始で、これは有償化も考えているよということであったわけでありますけれども、この積算根拠、これについてお伺いしたいというふうに思います。説明資料の中では、この負担金と車両リース代費用、これが積算根拠として出されているわけですが、改めてこの積算根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 今回、基本設計及び実施設計につきましては繰越明許をかけまして、速やかに先ほどの基金ですとか起債を活用して、所管課としては予算計上していきたいと思っております。あらかじめ設計するのもそれはそれでいいんですけど、今の時代は本当に人件費も資材費も少し時間がたつとすぐに右肩上がりで、再積算が必要になるような時代でございます。今回の積算が速やかに無駄にならないように、所管課としてはそういった起債、基金を活用していきながら予算要求に努めてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回の債務負担行為につきましては、車両リース料を5年分として1,428万円を計上しているものでございます。リース業者より見積りを徴収したところ、1か月にかかる1台当たりの費用が11万9,000円で年142万8,000円となり、2台にいたしますと年285万6,000円となります。令和8年9月から令和13年8月までの5年間リースを考えていますので、計1,428万円を計上させていただいております。

今回の債務負担行為は、来年度運行ができるように車両を確保するために計上をさせていただいたもので、実際には9月から準備に入り、10月からの運行を予定しております。

なお、運行経費につきましては、令和8年度当初予算にて計上させていただく予定でございます。

また、有償化実施に対する積算根拠についてということでありますけれども、この利用料につきましては、今後、幸田町地域公共交通会議等で協議をし、決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） このチョイソコこうたですね、いろんな自治体で取り組んでおられるわけでありますけれども、このリース料については全国一律といいますか、ほかの自治体とも同金額なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） こちらのリース料については、やはり車両の導入時期であったりそういうものも変わってくるかと思えます。こちら、車両が手に入りにくいという状況もございますので今回はリース業者を通じてということで、リース業者に見積りをさせていただいて今回のこの経費等を計算をさせていただいておるものであります。

こちら、全国一律かということについては、ちょっとそこまで確認はしておりません

けども、リース業者がリースできる金額ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） リース業者はどこの業者でしょうか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） リース業者につきましては、すいません、ちょっと今名前は手持ちで持っておりませんけれども、車両について実際に購入というふうにしますと、なかなか期間的に間に合わないということでもありますので、今回、リース業者であれば9月に間に合うだろうということで、今回、リース業者により見積りを取って、この金額を載せさせていただいたものでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、リース料が5年間の債務負担行為というふうになってきておりますけれども、これが9月の実施に間に合わないということから、10月ですね、10月から間に合わないということから考えると、この部分のリースは分かるわけですが、しかしながらリース代と、それから車両購入とどちらのほうが安価にできるのかお尋ねしたいと思います。

そして、先ほどはリース業者が分からないということでありましたけれども、なぜ分からないんですかね。そんなにたくさん業者があるんですか。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） リースと、それから単独の業者で購入ということでありましたけれども、購入等をちょっとどうかということで話をしたところ、ちょっと期間的にですね、最近、ほかの車両もそうですけれども、なかなか入ってこないところもありまして、リース業者とさせていただいたところがあります。

こちらのほう、業者につきましては、後ほどこちらのほうでまた答えさせていただきます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ちょっと答弁がなかったんですけど、車両を購入した場合と、それからリースにした場合、どれぐらいの差があるのか、その辺は検討された経過があるんでしょうか。

ただ、車両が間に合わないときの期間はリースでということは分かるわけですが、しかしながら購入のほうの方が安価になるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺の検討はされなかったのか伺いたと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 申し訳ありませんでした。トヨタレンタリース愛知が見積業者でございます。

それから、リースと購入でどのぐらい差があるのかということでもありますけれども、実際に今回については購入時期が間に合わないということでありましたので、リース業者のほうに見積りを取っておりますので、その差額についてはお示しすることができないところであります。

ただ、基本的にリースのほうが金利分、手数料分は高くなっておるというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） リースのほうが高くなるよということでありますけれども、一つにはこのリースにする目的は車両が間に合わない、だからリースだよということであるわけですが、間に合わないというのは今の自動車を購入するときにはかなり待たされるということで、受注生産に入っているということも言われているわけでありますが、そうした点におきまして確実に購入できるのが分かるならば、それはリースから今度はまた購入に切り替える、こういう考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） こちらのほうですね、今議員も言われましたとおり、やはり購入については難しいというふうに伺っておりますので、今のところ、めどというところでそういったものが立たない状況でもありますので、このままリースのほうでなるべくですね、期間をしっかりと、10月から運行ができるように考えてまいりたいと思います。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） これから、このチョイソコこうたの実施に当たっては有償化ということも考えられているわけでありますけれども、この購入と、それからリースと比較した場合は購入のほうが安価になるよということであるならば、これは有償化しなくてもですね、購入によって、そして無償でも提供できるということも考えられるわけでありますので、安易にリースに頼ってしまうということではなくて、この辺のところやはりですね、町民が納めた税金、やはりきちんと住民に返す、こうしたことを考えながらですね、安易にリースに頼るということはやめていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今回、今の運行費で考えますと1,485万が運行費で、92万4,000円がリース料というところもございますので、なかなかこう、実際3台にすると4,500万程度かかる状況になってまいります。そういった中で議員言われましたとおり、なるべく経費を節減しながらというのは当然頭にあります。

また、企業のスポンサーであったり企業版ふるさと納税であったり、そういったところも合わせながら、なるべく効率いい運営を図りながら歳入のほうも考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山千代子議員の質疑は終わりました。

次に、6番、岩本知帆議員の質疑を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 歳出15款10項40目のふるさと寄附金事業委託料についてお伺いします。

本町のふるさと納税につきましては、返礼品の充実やプロモーション強化により、一旦減少傾向から増加傾向になっております。その一方で、返礼品提供に係る経費や委託

料などのコスト管理は、今後の財政運営において重要な視点であると考えます。

そこで、お聞きしていきます。最初、1点目の寄附金件数等につきましては、黒木議員、丸山議員等の御回答の中でお聞きできましたので、2点目から行きたいと思います。委託料を含む経費の比較と、その財政効果についてお聞きしたいと思います。委託業者のほうが変更によるコスト削減の効果や費用対効果の改善が見られているのか、分かりましたら教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 中間事業者の変更前と変更後では、手数料は寄附金額の約0.5%増加をしております。寄附金額が25億円の場合、1,250万円の増加となる計算でございます。

ただし、委託する業務内容を大幅に増加しておりまして、主なものにつきましては先ほど黒木議員の御質問に回答させていただきました、町が取り組みたいと考えている施策を反映させたものとなっております。改めて申し上げますと、新たな事業者・返礼品の開発、ポータルサイトにおけるクリエイティブの作成及び改良とSEO対策、広告の検討及び作成、PRイベントの支援や公式SNSの運営となります。

新たな事業者・返礼品の開発では、中間事業者が幸田町に運営拠点を構え、新たな事業者の候補を訪問することに加えて、既存の事業者を訪問し、新たな返礼品を作れないか相談したり、既存の返礼品の改良、検討をしたりなど業務となります。

ポータルサイトにおけるクリエイティブの作成及び改良とSEO対策では、これまでも中間事業者に頼んでおりましたが、町の指示を受け、実施されているものでございました。今回の業務では、中間事業者が自らサイトを巡回し、他の自治体のクリエイティブと比較し、目立つように加工するなど能動的に取り組むこととなっております。

また、SEO対策は膨大な作業が必要であり、町の職員が可能な限り取り組んでおりましたが、実際にはほとんど実施することはできませんでした。こちらについても中間事業者が実質的に取り組むこととしております。

広告の検討及び作成では、どのような広告にすべきか、どのようなキーワードを設定するかなどを全て町の職員が行っておりました。専門知識や経験のない中、試行錯誤を繰り返しておりましたが、今回の業務では広告関連の企画・作成等も含むことといたしました。

PRイベントの支援や公式SNSの運営では、イベントのブースに展示するポスター等の作成や展示物の準備などを業務とし、また公式SNSの運営では、その開設から運営までを業務としております。

業務委託料としては増額となるものの町内に拠点を構え、これまで町が実施できていなかった多数の事務に着手することができたため、今後の大きな効果が期待できると考えております。

○議長（廣野房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 費用の面ではちょっとアップはしておりますけども、本当に町ができなかったことを手厚くサポートいただけていることが分かりました。

次に、町内事業者の参画状況及び地域経済への波及効果についてちょっとお伺いした

いと思います。返礼品を提供する町内事業者数の変化や売上げ効果など、地域活性化への寄与について教えてください。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） ふるさと納税は、幸田町で生産・製造されたものを返礼品として提供することが基本となっているため、基本的には町内の事業者となっております。町内の返礼品提供事業者数は、令和５年度は３３事業者、令和６年度は３６事業者、現在は４１事業者となっております。

各事業者の売上げにつきましては、令和７年度は集計途中となってしまうため、確定している令和６年度の寄附金額を基とし、返礼品は寄附金額のおおむね３割となっておりますのでそちらで算出いたしますと、株式会社エアウィーヴは約６億３，７３１万円の売上げ、三菱ケミカルクリンスイ株式会社は約４，９７３万円の売上げがあると予想できます。ほかにも福きたる株式会社は約５５３万円、合同会社DK-worksは約３５０万円、大和屋精肉店は約３４７万円など小規模な町内事業者の売上げにも貢献しており、地域経済の活性化につながっていると考えております。

○議長（廣野房男君） ６番、岩本議員。

○６番（岩本知帆君） 活性化につながっていることが分かりました。

最後に、今後の改善策及び期待される効果についてお伺いしたいと思います。委託業者を変更したことによる改善策及び期待される効果についてお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（廣野房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 中間事業者を変更して約５か月が経過しておりますけれども、町内の営業拠点の物件探しが難航し、営業拠点が設置されたのは１０月末となっております。現在そちらに常駐している中間事業者の職員が、町内の事業者を順次訪問しており、新たな返礼品が出せないか、今ある返礼品を改良できないかなどのお話をしております。まだ始まったばかりではありますが、これまでできなかったことができるようになり、大きな前進だと考えております。

今後は既存の事業者だけでなく、町内のまだふるさと納税に参画していない事業者を訪問したり、最終的には町外の事業者に声をかけ、幸田町に製造拠点を誘致したりなどができるようになることを期待をしているところでございます。

○議長（廣野房男君） ６番、岩本知帆議員の質疑は終わりました。

次に、１番、藤本和美議員の質疑を許します。

１番、藤本議員。

○１番（藤本和美君） 歳出の５５款２５項１７目、町民会館管理運営事業 電気料金高騰対応補助金１，２１０万円についてお聞きしていきます。

まず、町民会館の稼働率を見ますと、さくらホール以外は稼働率が増加しているようで、電気料金自体は昨年より電気料の単価は上がっていると思いますが、そこで町民会館の電気の使用量と電気料金の近年の推移をお聞きいたします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在の指定期間であります令和３年度から令和７年度までの町

民会館、図書館、プールの合計の電気使用量、電気料金でお答えさせていただきます。
なお、令和7年度は、使用料金は予算額で、使用量につきましては数値は持っておりませんので御承知おきます。

まずは令和3年度、電気使用量は196万6,895キロワット、使用料金は3,629万4,475円、令和4年度、使用量は192万3,442キロワット、使用料金は9,318万6,948円、令和5年度、196万1,929キロワット、使用料金が4,143万9,061円、令和6年度、使用量は201万4,842キロワット、使用料金は5,518万7,038円、令和7年度、予算額は4,224万円です。今回補正を1,210万円をお願いしているところがございますので、見込料としては今の予算と補正額の合計というふうにしております。

以上のとおり使用量は大きく変動はしておりませんが、料金のほうは大きく増減している状況でございます。

○議長（廣野房男君） 1番、藤本議員。

○1番（藤本和美君） 分かりました。ありがとうございます。

使用料金のほうはかなり上がっていて、昨年と同じぐらいの見込みで今回の補正予算をされるのかなと思っているんですが、今後もこの状態は続くと思われます。

先ほどもサービスの向上の話をさせていただいたんですけれども、例えばこの電気料金が利用料に上乗せされてるのかどうかというふうに考えた場合に、例えばこの会議室一つ借りるときでも、コンセント1個使ったら幾らというふうに今やってるかと思うんですね。しかもこれ終わった後の自己申告制であって、とても煩雑でもあります。利用される方も職員の方もとても手間だと思うんですけれども、こういった電気料金を利用料に包括的に入れてしまっただけではいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○議長（廣野房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 使用料につきましては、幸田町民会館の設置及び管理に関する条例第8条第1項で各種ホールや会議室の使用料が定められており、同条第2項にピアノや舞台照明、会議室利用の持込み機材、電気使用料、いわゆる今議員がおっしゃったコンセントの使用などなんですけれども、附属設備を利用した場合の使用料は規則で定める額と規定されておりますので、条例及び規則の改正が必要になりますが、使用料の見直しにつきましては町内施設についての見直しも検討されておりますので、検討することは可能です。

会議室の使用料に一定程度の電気料金を上乗せすることにつきましては、コンセント等の利用件数を議員がおっしゃいましたように確認する必要がなくなりまして、指定管理者の事務軽減にもつながる部分もございますので、全庁的な使用料の見直しに合わせて指定管理者と調整していきたいと思っております。

ただし、町民会館の運営・経営としては、ホールや大きい設備の使用料につきましては、上げることについては慎重にする必要がございますので、過去に上げたときに利用者が減るという場合がございます、そうすると、使用収入のほうが減ってしまうということもありますので、町民会館の会議室等の使用料については具体的に検討に入りたいと思っておりますが、ホール等の料金の値上げについては近隣市の状況を踏まえて、慎重に文

化振興財団と協議していく必要があると考えております。

○議長（廣野房男君） 1 番、藤本和美議員の質疑は終わりました。

次に、7 番、田境毅議員の質疑を許します。

7 番、田境議員。

○7 番（田境 毅君） 私からは1点だけ確認をさせていただきます。歳出20款10項15目、介護保険事業についてであります。

このところは224万4,000円を繰出しをするという補正をかけるのは、実態に合わせてやるのは理解をしておりますが、昨今、これからですね、今までなかなか当初予算で計算し切れなかったような情報が、例えばデジタル化が進むことによって今までよりも多くの情報を入手することによって、それが積み上げられて精度が上がるようなことがあるといいなというふうに考えております。

そこで1点だけ確認です。今回は見込み以上に利用される実態が把握されたということで、こういった計上がされました。今後は補正しなくてよいように、この精度を向上させて当初予算に立案することが可能かどうか、この1点だけ確認をさせてください。

以上です。

○議長（廣野房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 介護保険の当初予算は、介護保険事業計画の計画値を基準に前年度実績を見込みを踏まえて計上しております。

また、介護給付費の予算計上につきましては、サービス区分ごとに細かく分かれているため、在宅での生活者がグループホームや特別養護老人ホーム等に入所すると、生活の場や環境、介護状態等の変化により使用する介護サービスが変わることで、予算上のサービス区分が変わり、年度途中で実績見込みにおいて差が出るサービス区分、給付が発生しております。

さらに、町内に有料老人ホームが増えていることもサービス見込みが難しいとの要因となっております。この令和6年度の下半期以降、有料老人ホームにつきましては4か所開所しており、全て100室、まだまだこういった高齢者の施設の需要と経営が成り立つんだということを実感しております。

以上のことから当初予算のタイミングでは見込めなかった変化のため、今回補正をするものでございます。今後も適正な予算に努めてまいりますが、こういった補正につきましては最小限にとどめたいものでありますが、なかなか難しいと実感しております。

○議長（廣野房男君） 7 番、田境毅議員の質疑は終わりました。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第58号議案から第72号議案までの15件は、会議規則第39条の規定により、開会日に配付しました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を１２月２２日の本会議で報告願います。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は１２月２２日月曜日、午前９時から会議を再開いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時０３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年12月8日

議 長

議 員

議 員